

システムを利用して変更届を行う事項の申請概要

詳細については、[共同窓口変更申請の手引き](#)を必ず参照してください。

システムにログイン

「競争入札参加資格申請受付システム」に ID・パスワードを入力してシステムに入ってください。
(変更申請の手引き 第5章参照)

データの修正

変更が必要な事項を修正してください。

入力データの送信

変更内容を確認のうえ、データ送信してください。

送付票の印刷

データ送信後に、変更申請を行う各自治体の送付票を印刷してください。

送付票、添付書類の郵送

送付票、添付書類を共同受付窓口へ郵送してください。(変更申請の手引き 第2章1、2、3参照)
なお、一部自治体では、「各自治体で個別に必要な書類」がありますので、該当する自治体に直接、必要な書類を郵送してください。(変更申請の手引き 第2章「4 各自治体で個別に必要な書類」参照)

書類の審査

送付票、添付書類等を共同受付窓口及び各自治体で審査します。
なお、各自治体の受理状況を確認することができます。(変更申請の手引き 第6章参照)

※業種・業務の抹消、建設業許可の許可区分の変更などは、「書面で変更届を行う事項」となります。
システムから変更することができません。